

証券コード 7972
平成24年3月13日

株 主 各 位

大阪市城東区今福東1丁目4番12号

株式会社イトーキ

代表取締役社長 松 井 正

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年3月27日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年3月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市城東区今福東1丁目4番12号 当社10階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
- 第62期（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第62期（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〇株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.itoki.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成23年1月1日から
平成23年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の景気は、平成23年3月11日の東日本大震災の発生、原発事故の影響、欧州の経済不安、円高進行等で株式市場の低迷の影響もあり、企業の設備投資や個人消費は冷え込み、景気の先行きは依然不透明な状況で推移しました。

当業界においても、現状の事業環境は、各企業の設備投資の抑制や先行きに対する慎重な姿勢は崩れていないことから、厳しい状況が続きました。

このような経営環境のもと、当社グループは、徹底した「顧客第一主義」に基づき、独創的な新製品開発とオンリーワン製品の重点販売、ソリューション型営業とトータル受注による効率性の高い営業活動を行い、新しい市場の開拓に取り組みました。同時に、抜本的なコスト削減と体質改革を実行しました。また、成長・拡大戦略の一つとして、海外向け新ブランド「joyten」を立ち上げ、現地企業とのパートナーシップの構築により、現地仕様の商品化を開始いたしました。

なお、当社は平成23年4月18日付で持分法適用関連会社であった株式会社ダルトンの株式を取得し子会社としました。これに伴い、第3四半期連結会計期間より同社および同社の子会社を新規連結しております。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は920億87百万円（前連結会計年度比10.6%増）、営業利益は8億41百万円（前連結会計年度は4億82百万円の損失）、経常利益は13億58百万円（前連結会計年度比154.6%増）、特別損失に東日本大震災による被災費用、希望退職者募集に伴う割増退職金等を計上したことにより、当期純損失は16億21百万円（前連結会計年度は1億86百万円の純利益）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

[オフィス関連事業]

この事業については、本年度新設した全社の営業戦略を企画・推進する機能と、各部門間の営業情報を統括する営業管理機能を統合した営業戦略統括部を中心に、多様化する市場ニーズに対応し専門性と総合力を高め「攻め」の営業を展開しました。

当期発売の新製品である、「座る人を主役に」という設計思想で作られた、オフィスチェア2種「コセール」と「ヴェント」については、高い評価をいただき、大口受注を含め順調に売上を伸ばしています。また、「スピーナ」はタスクチェアでは初のカーボン・オフセット認証ラベルを取得しました。

業績は、売上高474億47百万円（前連結会計年度比2.8%増）、営業利益16億32百万円（前連結会計年度比115.3%増）となりました。

[設備機器関連事業]

この事業については、オフィス事業以外でコア事業を確立するために、建材・物流設備・セキュリティ設備・研究設備・商業施設設備等における独創的な差別化製品の開発と市場投入の継続およびオフィス関連事業との相乗効果を図るトータルソリューション提案に努めました。

また、研究設備分野では平成23年11月28日付で、株式会社イトーキの研究施設機器事業を、連結子会社である株式会社ダルトンに対し、平成24年1月1日付で譲渡する事業譲渡契約を締結しました。これにより当社グループとしての研究施設機器事業はダルトンが中核となり事業展開することとなりました。

業績は、売上高407億74百万円（前連結会計年度比24.1%増）、営業損失6億71百万円（前連結会計年度は13億3百万円の損失）となりました。

[その他]

その他の事業については、学習家具分野において、消費電力が少ないフルLED照明を搭載した学習デスクを投入し、ご好評をいただきました。しかし少子化による需要減や震災の影響もあり、厳しい収益環境で推移しました。

業績は、売上高38億66百万円（前連結会計年度比9.0%減）、営業損失1億19百万円（前連結会計年度は62百万円の利益）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、平成23年3月発生の東日本大震災や、その後の原発事故等の影響による企業の設備投資意欲抑制、海外景気の下振れリスク等から厳しい状況が続くものと思われまます。

当社グループとしましては、平成23年に策定した中期経営計画「ローリングプラン2013」をベースに、数値目標の修正を含めた全体的な見直しを行い、現在取組みを進めている諸施策が結実する節目であり、また創業125年を迎える平成27年（2015年）を展望し、平成24年（2012年）から平成27年までの4か年の中期経営計画「ローリングプラン2015」を策定いたしました。

今回のローリングプランでは、国内需要が厳しい中、新たな成長を追求するための理念と体系を整備し、限られた需要の獲得と新しい需要の創造を狙いに、商品力・生産力・営業力の全てにおいて競合他社を凌駕する、感動を分かち合える業界No.1の企業を目指し、一層の企業価値向上のため、「成長戦略による売上高の拡大」「効率性の向上」「企業文化・風土の融合・昇華」の諸施策を推進してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

項目	平成20年度 (第59期)	平成21年度 (第60期)	平成22年度 (第61期)	平成23年度 (第62期) (当期)
売上高(百万円)	106,246	79,436	83,253	92,087
経常利益(百万円)	2,423	△4,901	533	1,358
当期純利益(百万円)	798	△8,272	186	△1,621
1株当たり当期純利益(円)	15.75	△163.14	3.70	△32.63
総資産(百万円)	90,763	74,612	77,551	87,222
純資産(百万円)	45,488	36,266	36,017	34,963
1株当たり純資産額(円)	876.95	696.06	707.70	662.72

(注) 1. △印は損失を示しております。

2. 平成21年度は、大幅な需要の減退により、売上高、利益ともに大きく減少し、大幅な当期純損失となりました。

3. 平成23年度は、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社イトーキマーケットスペース	200	100.0	商業設備機器の販売
株式会社タイムック	97	100.0	電子機器の製造・販売
株式会社イトーキ大阪工務センター	10	100.0	工事の施工・監理
株式会社イトーキテクニカルサービス (注)1	100	100.0	保守・サービス
株式会社シマソービ	10	100.0	事務用家具等の販売
伊藤喜(蘇州)家具有限公司	1,000	100.0	事務・店舗用什器等の製造・販売
株式会社イトーキ北海道	40	98.8	事務用家具等の販売
富士リビング工業株式会社	60	87.1	鋼製・木製家具の製造・販売
株式会社イトーキ東光製作所	70	84.5	鉄扉・貸金庫等の製造
伊藤喜オールスチール株式会社	891	82.2	鋼製家具・機器の製造・販売
株式会社ダルトン (注)2	1,387	51.9	科学研究施設・粉体機械等の製造・販売
株式会社イトーキ工務センター	14	48.1	工事の施工・監理

(注) 1. 株式会社イトーキテクニカルサービスの議決権比率には、間接所有分の20.0%を含んでおります。

2. 株式会社ダルトンは、平成23年4月より当社の連結子会社となっております。

③ 企業結合の経過および成果

当社と株式会社ダルトンは、平成23年2月17日に資本・業務提携契約を締結し、同年4月18日に同社が実施した第三者割当増資を当社が引き受け、同社は当社の連結子会社となりました。

連結対象会社は前記②に掲げた重要な子会社12社ならびに株式会社ダルトンの子会社5社および持分法適用関連会社1社であります。なお、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比10.6%増の920億87百万円、経常利益は154.6%増の13億58百万円、当期純損失は16億21百万円（前連結会計年度は当期純利益1億86百万円）となりました。

④ 重要な技術提携の状況

技術導入の相手先名	国名	内 容
オープンアーク社	オランダ	座スライド式チェアの製造、販売権の許与
ワールドナー社	ドイツ	実験用家具の製造、販売権の許与

(7) 主要な事業内容

事業内容	主要な製品およびサービス
オフィス関連事業	事務用デスクおよびチェア、収納家具、カウンター、パネル、金庫、オフィス管轄、組立・施工等の物流サービス等
設備機器関連事業	建築間仕切、物流設備機器、商業設備機器、研究設備機器等
そ の 他	学習用デスクおよびチェア、書斎机、書棚、福祉・介護用品、その他小物家具、什器の修理、メンテナンス等

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

- (a) 本社 大阪市城東区今福東1丁目4番12号
 (b) 東京本社 東京都中央区入船3丁目2番10号
 (c) 営業所

区 分	名 称
東 北 地 方	営業本部 東日本支社 (東北・盛岡の各支店)
東 京 都	営業本部 東京西支社 (第1～4・西・多摩の各支店) 東京東支社 (千代田・中央の各支店) 東京中央支社 (第1～3支店、教育医療営業部) 金融営業統括部 (第1～3・金融中央の各支店) 情報通信営業統括部 設備機器営業統括部 (物流システム東京・セキュリティ設備東京の各支店) ホーム家具統括部 ホーム家具営業部 (東日本支店) 建材事業本部 建材商品営業統括部 (東日本建材第1～4支店)
関 東 信 越 地 方 (東京都を除く)	営業本部 神奈川販売統括部 (横浜・平塚の各支店) 東日本支社 (埼玉・千葉・宇都宮・群馬・茨城・長野・新潟の各支店)
中 部 ・ 北 陸 地 方	営業本部 中部支社 (名古屋・名古屋中央・市場別販売・静岡・北陸の各支店) ホーム家具統括部 ホーム家具営業部 (中部・北陸支店)
近 畿 地 方	営業本部 関西支社 (第1～5・大阪・京都の各支店) 設備機器営業統括部 西日本設備機器推進部 ホーム家具統括部 ホーム家具営業部 (西日本支店) 建材事業本部 建材商品営業統括部 西日本建材支店
中 四 国 ・ 九 州 地 方	営業本部 西日本支社 (広島・岡山・四国・福岡・九州・鹿児島 の各支店)

(d) 生産拠点

生産本部	関東工場	パーティション製造部（千葉市緑区）
	関西工場	デスク・パネル製造部（大阪府寝屋川市） スチール棚製造部（京都府八幡市） キャビネット製造部、チェア製造部、電子機器製造部（滋賀県近江八幡市）

(注) 当社は、平成24年1月1日をもって組織改革を行ったため、営業所および生産拠点につきましては、新組織における名称を記載しております。

② 重要な子会社

国内	株式会社イトーキマーケットスペース（東京都中央区） 株式会社タイムック（茨城県常陸太田市） 株式会社イトーキ大阪工務センター（大阪市中央区） 株式会社イトーキテクニカルサービス（東京都中央区） 株式会社シマソービ（横浜市中区） 株式会社イトーキ北海道（札幌市中央区） 富士リビング工業株式会社（石川県白山市） 株式会社イトーキ東光製作所（茨城県坂東市） 伊藤喜オールスチール株式会社（千葉県野田市） 株式会社ダルトン（東京都中央区） 株式会社イトーキ工務センター（東京都中央区）
海外	伊藤喜（蘇州）家具有限公司（中国江蘇省太倉市）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,173名	346名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員にて表示しております。
2. 当連結会計年度末において、従業員数が346名増加しておりますが、その主な理由は株式会社ダルトンおよび同社の子会社を連結の範囲に含めたためです。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,964名	155名減	41歳1ヵ月	14年10ヵ月

- (注) 従業員数は就業人員にて表示しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	2,788
株式会社三井住友銀行	1,516
株式会社商工組合中央金庫	1,284
株式会社みずほ銀行	884
株式会社三菱東京UFJ銀行	852
中央三井信託銀行株式会社	738
住友信託銀行株式会社	560

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 149,830,000株
- ② 発行済株式の総数 52,143,948株（うち自己株式 2,440,341株）
- ③ 株主数 7,520名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	2,670	5.37
株式会社みずほコーポレート銀行	2,171	4.36
日本生命保険相互会社	2,170	4.36
イトーキ協力会社持株会	1,990	4.00
伊 藤 七 郎	1,877	3.77
株 式 会 社 ア シ ス ト	1,586	3.19
イトーキ従業員持株会	1,258	2.53
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	1,079	2.17
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,069	2.15
伊 藤 裕 子	912	1.83

(注) 持株比率は自己株式（2,440,341株）を控除して計算しております。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（平成23年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 田 匡 通	財団法人東京顕微鏡院理事長 医療法人社団こころからの元氣プラザ理事長
代表取締役社長	松 井 正	
取 締 役	野 口 創	人事本部長
取 締 役	近 光 勝	建材事業本部長
取 締 役	細 田 久 雄	企画本部長兼管理本部長
取 締 役	伊原木 秀 松	生産本部長
取 締 役	永 田 宏	
取 締 役	宮 本 照 武	
監 査 役	鈴 木 宏 和	(常勤)
監 査 役	飯 沼 良 祐	
監 査 役	齋 藤 晴 太 郎	関東バス株式会社社外監査役 株式会社東急レクリエーション社外監査役 東急建設株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち、永田 宏、宮本照武の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、飯沼良祐、齋藤晴太郎の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役鈴木宏和氏は、長年にわたり当社において経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
4. 当社は、取締役永田 宏氏を東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

5. 当事業年度後に生じた取締役の異動

平成24年1月1日をもって、取締役の担当を次のとおり変更しております。

地 位	氏 名	担 当	
		変 更 後	変 更 前
取 締 役	野 口 創		人 事 本 部 長
取 締 役	細 田 久 雄		企 画 本 部 長 兼 管 理 本 部 長

② 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況	退 任 日	退 任 理 由
橋 本 清 美	取 締 役	平成23年3月25日	任期満了による退任
志 村 政 俊	監 査 役	平成23年3月25日	任期満了による退任
北 村 巖	監 査 役	平成23年3月25日	辞任
横 手 恒 夫	監 査 役	平成23年3月25日	任期満了による退任

③ 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	114百万円 (9百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (4名)	23百万円 (7百万円)
合 計	15名	138百万円

- (注) 1. 上記支給人員および支給額には、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役3名(うち社外監査役2名)を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成13年3月29日開催の当社第51回定時株主総会において月額25百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成2年3月29日開催の当社第40回定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。
5. 当事業年度に係る役員賞与金につきましては、当社の当期業績に鑑み、支給しないことといたしました。

④ 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
監査役齋藤晴太郎氏は、関東バス株式会社、株式会社東急レクリエーション、東急建設株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と前述3社との間に特別の関係はありません。

(b) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。

(c) 当事業年度における主な活動状況
主な活動内容

地位	氏名	主な活動状況
取締役	永田 宏	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、会社経営に関する長年の経験に基づき、主に経営者としての見地から発言を行っております。
取締役	宮本 照武	当事業年度の就任後に開催された取締役会14回全てに出席し、会社経営に関する長年の経験に基づき、主に経営者としての見地から発言を行っております。
監査役	飯沼 良祐	当事業年度の就任後に開催された取締役会14回、監査役会10回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験、知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	齋藤晴太郎	当事業年度の就任後に開催された取締役会14回、監査役会10回全てに出席し、主に弁護士としての専門知識、経験等から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(d) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約をそれぞれ締結しております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
2. 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち株式会社ダルトンは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人の職務の遂行が十分ではない場合および会計監査人が会社からの信用を著しく損なった場合など、会計監査人の解任または不再任が妥当と判断した場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任について、株主総会の議案として提出いたします。

3. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、平成18年5月31日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、基本方針に基づく体制の整備を行っております。なお、本決議は、平成20年3月28日、平成20年12月18日ならびに平成23年3月25日に改定を行っており、下記は最新（平成23年3月25日一部改定）の決議の概要です。

＜内部統制システム構築の基本方針＞

当社は、従来より取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に努めてきたが、会社法の施行にともない、内部統制システムの全社横断的・網羅的・一元的な構築に向けさらなる体制の整備を図ることとし、この体制の整備についての基本方針を以下のとおり定め、その基本方針を実行するために必要な具体的な事項については、基本方針に則りすでに決定済みのものを再検討し、未決定のものを速やかに定めることとする。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 法令遵守、企業倫理を確立するため、取締役及び使用人の行動規範として「イトーキグループ行動規範」を制定し、その強化推進に努める。
 - (b) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」により各職位に分掌する職務権限と各職位が誠実に職務を執行する責務を負うことを明確に定める。また、毎月開催する取締役会において必要な決議及び報告を通じて取締役の職務の執行を監督する。
 - (c) 監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、法令、定款及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
 - (b) 「情報セキュリティ管理規程」「情報セキュリティポリシー」等を制定し、適切な情報管理に努める。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 「イトーキグループリスク管理基本規程」を定め、事業上生じ得るあらゆるリスクを正確に認識・把握して適切に管理する体制の整備・運用を行う。
 - (b) 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理の方針の決定を行うとともに、全社的見地での予防措置が必要な場合の対応を決定する。

- (c) リスク管理委員会はリスク分類毎に主管部門及び責任者を定め、当社グループのリスクの把握、分析、評価を行い、適切なリスク管理策を策定のうえ全社員に周知徹底し、リスクの極小化を図る。
 - (d) 内部監査部門にて各部門におけるリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会を毎月1回開催するほか、取締役会を補完する機能として、常務会を毎週1回、執行役員会議を毎月1回開催し、重要決裁事項の審議、経営方針の徹底、業績進捗状況の確認など、経営環境の変化への対応と速やかな意思決定ができる体制をとる。
 - (b) 執行役員制度を導入し、経営と業務執行機能を分離し、経営の効率化と責任の明確化を行う。
 - (c) 全社最適に基づき合併効果を最大限に発揮し、全社機能の強化をねらいに機能別本部制を採用する。
 - (d) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」「稟議規程」において、業務執行に関して各職位に分掌する職務権限とその行使の手続きを明確に定める。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 使用人に対しても取締役に関する1項(a)(b)と同様の推進に努める。
 - (b) コンプライアンス重視の経営を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、随時開催する委員会でコンプライアンスに関する重要な事項を協議・決定し、リスク管理委員会に報告する。
 - (c) コンプライアンス委員会の事務局としてコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス推進委員及び推進担当を配置したコンプライアンス体制を構築する。
 - (d) コンプライアンス室は、内部監査部門と連携して、コンプライアンス状況等について随時協議する。
 - (e) 社内における違法行為に関する通報窓口を社内及び社外に設置する。社外通報窓口は、法律事務所弁護士とする。
- ⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社に対し「イトーキグループ行動規範」を配付し、法令遵守を徹底する。
 - (b) 子会社の窓口として関係会社管理部を設置し、子会社には「グループ会社管理規程」に基づく当社への承認・報告を義務付ける。
 - (c) 当社の会計監査人、監査役及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査を実施する。
 - (d) 当社及び子会社を含む社内通報制度を整備する。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の定める「イトーキグループの財務報告の基本方針」に従い、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑧ 反社会的勢力による被害を防止するための体制

「イトーキグループ行動規範」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶について明記し、遵守すべきルールとして徹底する。反社会的勢力からの不当要求への対応窓口を総務部と定め、専任担当者を配置し、情報収集や他企業との情報交換に努める。また有事に備えて、対応マニュアルを整備するとともに、警察、顧問弁護士との連携を強化する。

⑨ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めがあった場合、取締役はその使用人に関する体制について監査役と協議の上、適切に対応する。

⑩ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人の任命、解任、人事異動については、監査役の同意を得ることとする。

⑪ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会、執行役員会議その他の重要な会議又は委員会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社または子会社の業務または業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、社内通報制度による通報の状況及びその内容について速やかに報告するものとする。
- (c) 監査役は、その職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について取締役及び使用人に報告を求めることができる。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役と代表取締役は、定期的に会合を持ち相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- (b) 監査役が会計監査人及び内部監査部門と定期・不定期に会合を持つことで連携を図り、総合的、効率的な監査を実効的に実施する体制とする。

(2) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社は、平成20年2月18日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その有効期限の満了にともない、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、内容の一部を変更し（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）、更新いたしております。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、その株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様ごの意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様ごに、株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様ごが、大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取組みの概要

① 企業価値の源泉について

当社は、明治23年（1890年）に伊藤喜商店として大阪で創業後、大正、昭和、平成と続く時代の変遷の中で、着実な足どりで日本経済の歴史とともに歩み、日本のオフィスの発展に大きな役割を果たしてきました。その間、昭和25年（1950年）には、製造部門が分離独立するなど時代に合った

経営を行い、発展してまいりましたが、平成17年（2005年）6月に新たな企業価値の創造に向けて、製販統合を行い、半世紀余ぶりにひとつの企業として生まれ変わりました。お客様のニーズを、よりスピーディーに反映させる市場中心主義を徹底し、さらなる飛躍と持続的な成長を目指して、創業121年を迎えた今でも、つねに創業時代の精神に立ちかえり、たゆまぬ挑戦を続ける当社の企業価値の源泉は、「コラボレーション&ソリューション提案力」「製販一体化による顧客ニーズ対応力」「老舗でありながら新進気鋭のブランド力」「企業文化・風土」の4点の結びつきにより生み出されるものであるといえます。

以上の企業価値の創出は、いずれも当社とステークホルダーとの中長期的かつ良好な信頼関係があって初めて実現できるものです。当社にとってお客様、お取引先様、代理店様及び従業員との良好な関係を築き、維持することが最大の企業価値の源泉であるといえます。

② 企業価値向上のための取組みについて

当社は、上記①のとおり当社の企業価値の源泉を踏まえて、平成17年（2005年）6月の製販統合時に中期経営計画「2008年ビジョン」を策定以降、それぞれ平成20年（2008年）、平成22年（2010年）を初年度とする3ヵ年の中期経営計画を策定し、経営努力を継続することにより、当社の企業価値向上に邁進してまいりました。また、平成23年（2011年）より過年度の実績及び経営環境の変化等を踏まえ、3ヵ年の中期経営計画を1年ごとに更新を行うローリング方式を採用し、中期経営計画「ローリングプラン2013」を策定いたしました。今回「ローリングプラン2013」をベースに、数値目標の修正を含めた全体的な見直しを行い、現在、取組みを進めている諸施策が結実する節目であり、また、創業125年を迎える平成27年（2015年）を展望し、平成24年（2012年）から平成27年までの4ヵ年の中期経営計画「ローリングプラン2015」を策定いたしました。今回のローリングプランでは、国内需要が厳しい中、新たな成長を追求するための理念と体系を整備し、限られた需要の獲得と新しい需要の創造を狙いに、商品力・生産力・営業力の全てにおいて競合他社を凌駕する、感動を分かち合える業界No.1の企業を目指し、一層の企業価値向上のため、「成長戦略による売上高の拡大」「効率性の向上」「企業文化・風土の融合・昇華」の諸施策を推進してまいります。

③ コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業倫理・遵法精神に基づき、コンプライアンスの徹底と経営の透明性、公正性を向上させ、また、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼を高め、企業価値の向上を目指したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

① 本プランへの更新の目的

本プランは、上記Ⅰ．に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって改定され更新されたものです。

本プランは、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために、必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止することを目的としております。

当社取締役会は、引き続き基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための枠組みが必要であると判断し、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本プランに更新いたしております。

② 本プランの概要

本プランは買付者等が現れた場合に、買付者等に事前に情報提供を求める等、上記①の目的を実現するための必要な手続を定めております。

買付者等が、本プランに定めた手続に従い、当該買付等が本プランに定める発動の要件に該当せず、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合には、当該決定時以降、買付者等は当社株式の大量買付等を行うことができるものとされ、株主の皆様において、買収提案に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

一方、買付者等が本プランに定めた手続に従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合や、当該買付等が本プランに定める発動の要件を充たし、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれが合理的根拠をもって明らかであると判断されるような例外的な場合は、当社は、買付者等による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が、買付者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点における当社を除く全ての株主の皆様に対して、新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、引き続き、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様意思確認のため株主総会を招集し、新

株主約権の無償割当て実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報の公表又は開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、もしくは当社株主総会で選任された取締役（当社取締役の任期は1年となっており、毎年取締役の選任を通じ、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。）による取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様の不利益を与えない場合等、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

IV. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

①基本方針の実現に資する取組み（上記Ⅱ.）について

当社は、上記Ⅱ. に記載の各施策は、基本方針に沿って当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上するための具体的方策として策定されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ.）について

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として改定され更新されており、基本方針に沿うものです。

- (b) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が、平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

- (c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、改定され更新されております。

また、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランは、その時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

- (d) 独立性の高い社外者の判断の重視と株主への情報提供

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置しております。

独立委員会は、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会は、その判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については、株主の皆様にご公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

- (e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

- (f) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成23年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	46,435	流動負債	37,788
現金及び預金	10,741	支払手形及び買掛金	20,560
受取手形及び売掛金	27,498	1年以内に償還する社債	201
有価証券	672	短期借入金	8,942
商品及び製品	3,231	1年以内に返済する長期借入金	2,218
仕掛品	1,705	未払法人税等	361
原材料及び貯蔵品	1,326	未払費用	2,423
繰延税金資産	251	未払消費税等	187
その他	1,335	賞与引当金	297
貸倒引当金	△327	役員賞与引当金	13
固定資産	40,787	受注損失引当金	85
有形固定資産	28,433	違約金損失引当金	127
建物及び構築物	13,670	製品保証引当金	23
機械装置及び運搬具	3,464	その他	2,346
土地	10,205	固定負債	14,469
建設仮勘定	364	社債	94
その他	727	長期借入金	3,630
無形固定資産	795	繰延税金負債	933
のれん	17	退職給付引当金	5,903
その他	778	役員退職慰労引当金	158
投資その他の資産	11,557	製品自主回収関連損失引当金	266
投資有価証券	5,224	負ののれん	11
長期貸付金	384	預り保証金	2,760
敷金	1,421	その他	710
保険積立金	2,976	負債合計	52,258
繰延税金資産	178	(純資産の部)	
その他	2,635	株主資本	33,187
貸倒引当金	△862	資本金	5,277
関係会社投資損失引当金	△400	資本剰余金	13,020
資産合計	87,222	利益剰余金	16,066
		自己株式	△1,177
		その他の包括利益累計額	△247
		その他有価証券評価差額金	△95
		為替換算調整勘定	△152
		少数株主持分	2,024
		純資産合計	34,963
		負債純資産合計	87,222

連結損益計算書

(平成23年1月1日から
平成23年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		92,087
売上原価		62,221
売上総利益		29,866
販売費及び一般管理費		29,025
営業利益		841
営業外収益		
受取利息	74	
受取配当金	108	
負債のれん償却額	9	
持分法による投資利益	113	
受取賃貸料	266	
受取保険金	101	
その他	265	938
営業外費用		
支払利息	189	
賃貸建物等減価償却費	75	
賃貸建物等管理費用	41	
その他	115	421
経常利益		1,358
特別利益		
製品自主回収関連損失引当金戻入額	9	
貸倒引当金戻入額	17	
負債のれん発生益	97	
その他	7	131
特別損失		
関係会社株式評価損	434	
震災関連費用	303	
希望退職関連費用	1,444	
その他	844	3,027
税金等調整前当期純損失		1,537
法人税、住民税及び事業税	378	
法人税等調整額	△331	47
少数株主損益調整前当期純損失		1,584
少数株主利益		37
当期純損失		1,621

連結株主資本等変動計算書

（平成23年1月1日から
平成23年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成22年12月31日 残高	5,277	13,021	17,936	△1,177	35,057
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△248		△248
当 期 純 損 失 (△)			△1,621		△1,621
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△0	△1,870	0	△1,870
平成23年12月31日 残高	5,277	13,020	16,066	△1,177	33,187

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			少 数 株 主 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
平成22年12月31日 残高	250	△131	118	840	36,017
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△248
当 期 純 損 失 (△)					△1,621
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△345	△21	△366	1,183	817
連結会計年度中の変動額合計	△345	△21	△366	1,183	△1,053
平成23年12月31日 残高	△95	△152	△247	2,024	34,963

連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 17社

連結子会社の名称

伊藤喜オールスチール㈱、富士リビング工業㈱、㈱タイムック、伊藤喜(蘇州)家具有限公司、㈱イトーキテクニカルサービス、㈱イトーキマーケットスペース、㈱イトーキ工務センター、㈱イトーキ大阪工務センター、㈱シマソービ、㈱イトーキ東光製作所、㈱イトーキ北海道、㈱ダルトン、㈱ダルトン工芸センター、不二パウダル㈱、㈱テクノパウダルトン、㈱ダルトンメンテナンス、㈱昭和化学機械工作所

㈱ダルトンについては、当連結会計年度に同社の第三者割当増資を引き受けることにより子会社としました。それに伴い、同社及び同社の子会社である㈱ダルトン工芸センター、不二パウダル㈱、㈱テクノパウダルトン、㈱ダルトンメンテナンス、㈱昭和化学機械工作所を連結の範囲に含めております。なお、前連結会計年度において連結子会社でありました㈱上田商事は清算したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数 12社

非連結子会社の名称

㈱イトーキエスアンドエス、㈱エフエム・スタッフ、㈱エコ・ブランディング、㈱メディカル経営研究センター、イトーキマルイ工業㈱、ITOKI SYSTEMS(SINGAPORE) PTE.,LTD.、伊藤喜商貿(上海)有限公司、三幸ファシリティーズ㈱、Itoki(Thailand)Co.,LTD.、ITOKI DESIGN CORPORATION、上海伊藤喜建築装飾有限公司、㈱エレムズ

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 1社

持分法適用会社の名称

USA DALTON Corporation

当連結会計年度に㈱ダルトンの第三者割当増資を引き受けることにより、子会社としたことから、当連結会計年度より同社を持分法適用の範囲から除外しております。

また、㈱ダルトンの持分法適用関連会社であるUSA DALTON Corporationを持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(㈱イトーキエスアンドエス他11社)及び関連会社(㈱イトーキ保険サービス)については、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 決算日が連結決算日と異なっている持分法適用会社のUSA DALTON Corporationについては、同社の決算日現在の計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち㈱ダルトン、㈱ダルトン工芸センター、不二パウダル㈱、㈱テクノパウダルトン、㈱ダルトンメンテナンス、㈱昭和化学機械工作所の決算日は平成23年9月30日、富士リビング工業㈱の決算日は平成23年12月20日、また、㈱イトーキテクニカルサービス、㈱イトーキマーケットスペース、㈱イトーキ工務センター、㈱イトーキ大阪工務センター、㈱シマソービ、㈱イトーキ東光製作所、㈱イトーキ北海道の決算日は平成23年11月30日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同事業年度の末日の計算書類を使用しております。ただし、㈱ダルトン、㈱ダルトン工芸センター、不二パウダル㈱、㈱テクノパウダルトン、㈱ダルトンメンテナンス、㈱昭和化学機械工作所については平成23年10月1日から平成23年12月31日まで、富士リビング工業㈱については平成23年12月21日から平成23年12月31日まで、㈱イトーキテクニカルサービス、㈱イトーキマーケットスペース、㈱イトーキ工務センター、㈱イトーキ大阪工務センター、㈱シマソービ、㈱イトーキ東光製作所、㈱イトーキ北海道については平成23年12月1日から平成23年12月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの …………… 連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

② デリバティブ …………… 時価法

③ たな卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品 …… 主として総平均法に基づく原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿切り下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… 定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

② 無形固定資産 …………… 定額法

(リース資産を除く)

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（有効期間3年）に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 関係会社投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるために、当該関係会社の財政状態及び回収可能性を勘案して必要額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

⑤ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることのできるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

⑥ 違約金損失引当金

防衛省航空自衛隊が発注したオフィス家具等の事務用品に関して、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことに伴う違約金等の発生に備えるため、契約に基づく見積額を計上しております。

⑦ 製品保証引当金

納入した製品の保証に対する費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

⑧ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務については、平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

なお、一部の連結子会社は簡便法を採用しております。

⑨ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給基準内規に基づき当連結会計年度末支給額の100%を計上しております。

⑩ 製品自主回収関連損失引当金

当社が過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、損失発生見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …………… 為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象 …………… 外貨建仕入債務及び外貨建予定取引、借入金利

③ ヘッジ方針

為替予約については、為替変動による円建支払額の変動リスクを回避する目的で行っております。金利スワップについては、変動金利による資金調達の変動コストの固定化、ないしは金利の低減化を図る目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象及びヘッジ手段の為替変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。また、金利スワップについては金利スワップの特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(5) のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(6) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

[連結計算書類作成方法のための基本となる重要な事項の変更]

1. 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益がそれぞれ12百万円減少し、税金等調整前当期純損失が213百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は115百万円であります。

2. 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

[表示方法の変更]

(連結損益計算書)

1. 前連結会計年度まで区分掲記しておりました、営業外収益の「保険配当金」及び「助成金収入」は、営業外収益の100分の10以下となったため当連結会計年度から営業外収益の「その他」に含めて表示しております。
なお、当連結会計年度の保険配当金は58百万円、助成金収入は59百万円であります。
2. 前連結会計年度まで、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました受取保険金は、営業外収益の100分の10を超えたため当連結会計年度から「受取保険金」として区分掲記しております。
なお、前連結会計年度を受取保険金は126百万円であります。
3. 前連結会計年度まで区分掲記しておりました、特別利益の「固定資産売却益」及び「投資有価証券売却益」は、特別利益の100分の10以下となったため当連結会計年度から特別利益の「その他」に含めて表示しております。
なお、当連結会計年度の固定資産売却益は0百万円、投資有価証券売却益は2百万円であります。
4. 前連結会計年度まで、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました貸倒引当金戻入額は、特別利益の100分の10を超えたため当連結会計年度から「貸倒引当金戻入額」として区分掲記しております。
なお、前連結会計年度の貸倒引当金戻入額は3百万円であります。
5. 前連結会計年度まで区分掲記しておりました、特別損失の「固定資産除却等損失」、「減損損失」及び「投資有価証券評価損」は、特別損失の100分の10以下となったため当連結会計年度から特別損失の「その他」に含めて表示しております。
なお、当連結会計年度の固定資産除却等損失は85百万円、減損損失は12百万円、投資有価証券評価損は114百万円であります。

[連結貸借対照表に関する注記]

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	46,817百万円
(2) 担保に供している資産	
定期預金	853百万円
有形固定資産	
建物及び構築物	618百万円
土地	2,556百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	928百万円
1年以内に返済する長期借入金	294百万円
長期借入金	541百万円
(3) 偶発債務	
次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。	
伊藤喜商貿（上海）有限公司	69百万円
	(500万円)
Itoki (Thailand) Co., LTD.	49百万円
	(20百万タイバーツ)

(4) 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、当連結会計年度末日の満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	155百万円
支払手形	10百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	52,143,948	—	—	52,143,948
合計	52,143,948	—	—	52,143,948
自己株式				
普通株式	2,438,995	2,240	894	2,440,341
合計	2,438,995	2,240	894	2,440,341

(注) 1. 自己株式数の増加2,240株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 自己株式数の減少894株は、単元未満株式の売渡請求によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年3月25日 定時株主総会	普通株式	248百万円	5円	平成22年12月31日	平成23年3月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年3月28日 定時株主総会	普通株式	248百万円	5円	平成23年12月31日	平成24年3月29日

[金融商品に関する注記]

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については、主に銀行借入により調達をしております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内管理規程に従い、取引先ごとに残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握し、リスクの低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関して、定期的に時価や、発行体の財務状況等を把握し、管理を行っております。営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5か月以内の支払期日であります。短期借入金及び長期借入金の使途は、主に運転資金及び設備投資資金であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を策定し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。デリバティブ取引については、外貨建金銭債務の為替変動リスクを回避する目的とした為替予約取引と借入金に係る支払金利の変動リスクを回避する目的とした金利スワップ取引であり、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注)3.参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	10,741	10,741	—
(2) 受取手形及び売掛金	(注1) 27,340	27,340	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	4,610	4,513	△97
(4) 支払手形及び買掛金	20,560	20,560	—
(5) 短期借入金	8,942	8,942	—
(6) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。）	5,849	5,872	23
(7) デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

2. 金融商品の時価の算定ならびに有価証券およびデリバティブに関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（１年以内に返済予定のものを含む。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（上記(6)参照）

3. 時価を把握することが極めて困難であると認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額1,285百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが困難と認められるため「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

[賃貸等不動産に関する注記]

総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[1 株当たり情報に関する注記]

(1) 1株当たり純資産額	662円72銭
(2) 1株当たり当期純損失	32円63銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年 2月23日

株式会社イトーキ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡 部 健 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神 前 泰 洋 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イトーキの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イトーキ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成23年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	32,639	流動負債	28,065
現金及び預金	5,561	支払手形	4,251
受取手形	6,037	買掛金	10,699
売掛金	15,876	短期借入金	7,695
有価証券	497	1年以内に返済する長期借入金	1,536
商品及び製品	1,955	リース負債	225
仕掛品	882	未払金	519
原材料及び貯蔵品	783	未払法人税等	75
短期貸付	1,357	未払消費税等	112
その他の貸倒引当金	530	未払費用	2,083
固定資産	37,083	賞与引当金	90
有形固定資産	22,507	受注損失引当金	85
建物	11,660	違約金損失引当金	127
構築物	266	その他	564
機械及び装置	2,846	固定負債	10,964
車輛及び運搬具	7	長期借入金	2,728
工具器具備品	352	リース負債	418
土地	6,799	繰延税金負債	542
リース資産	209	退職給付引当金	4,147
建設仮勘定	364	製品自主回収関連損失引当金	266
無形固定資産	644	預り保証金	2,751
ソフトウェア	132	資産除去債務	110
電話加入権	82	その他	0
リース資産	404	負債合計	39,030
その他	26	(純資産の部)	
投資その他の資産	13,931	株主資本	30,787
投資有価証券	4,118	資本金	5,277
関係会社株式	4,328	資本剰余金	13,019
長期貸付	1,395	資本準備金	10,816
敷金	1,118	その他資本剰余金	2,203
保険積立	2,399	利益剰余金	13,667
入会金	278	利益準備金	881
その他の貸倒引当金	2,250	その他利益剰余金	12,786
関係会社投資損失引当金	△1,556	配当準備積立金	250
資産合計	69,723	固定資産圧縮積立金	1,489
		別途積立金	12,230
		繰越利益剰余金	△1,182
		自己株式	△1,177
		評価・換算差額等	△94
		その他有価証券評価差額金	△94
		純資産合計	30,692
		負債純資産合計	69,723

損 益 計 算 書

（平成23年1月1日から）
（平成23年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		77,442
売 上 原 価		53,603
売 上 総 利 益		23,838
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		23,532
営 業 利 益		306
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	78	
受 取 配 当 金	175	
受 取 賃 貸 料	320	
そ の 他	282	856
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	145	
賃 貸 建 物 等 減 価 償 却 費	104	
賃 貸 建 物 等 管 理 費 用	49	
そ の 他	47	347
経 常 利 益		815
特 別 利 益		
製品自主回収関連損失引当金戻入額	9	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	17	
関係会社貸倒引当金戻入額	13	
そ の 他	6	46
特 別 損 失		
関係会社株式評価損	434	
震 災 関 連 費 用	301	
希 望 退 職 関 連 費 用	1,444	
そ の 他	382	2,563
税 引 前 当 期 純 損 失		1,701
法人税、住民税及び事業税	67	
法 人 税 等 調 整 額	△67	0
当 期 純 損 失		1,701

株主資本等変動計算書

(平成23年1月1日から
平成23年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
						配当準備 積立金	固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
平成22年12月31日 残高	5,277	10,816	2,203	13,019	881	250	1,398	12,230	858	15,617
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△248	△248
当期純損失(△)									△1,701	△1,701
自己株式の取得										
自己株式の処分			△0	△0						
固定資産圧縮積立金の積立							91		△91	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	—	—	91	—	△2,040	△1,949
平成23年12月31日 残高	5,277	10,816	2,203	13,019	881	250	1,489	12,230	△1,182	13,667

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成22年12月31日 残高	△1,177	32,737	255	255	32,992
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△248			△248
当期純損失(△)		△1,701			△1,701
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	0	0			0
固定資産圧縮積立金の積立		—			—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△350	△350	△350
事業年度中の変動額合計	0	△1,949	△350	△350	△2,299
平成23年12月31日 残高	△1,177	30,787	△94	△94	30,692

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品 ..	総平均法による原価法 （貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）
-----------------------	---

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）	定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
	建物 8～50年
	機械及び装置 11～17年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）	定額法 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（有効期間3年）に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
------------	---

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 関係会社投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるために、当該関係会社の財政状態及び回収可能性を勘案して必要額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることのできるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

⑤ 違約金損失引当金

防衛省航空自衛隊が発注したオフィス家具等の事務用品に関して、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことに伴う違約金等の発生に備えるため、契約に基づく見積額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務については、平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

⑦ 製品自主回収関連損失引当金

過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、損失発生見込額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …………… 為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象 …………… 外貨建仕入債務及び外貨建予定取引、借入金利

③ ヘッジ方針

為替予約については、為替変動による円建支払額の変動リスクを回避する目的で行っております。また、金利スワップについては、変動金利による資金調達の変動コストの固定化、ないしは金利の低減化を図る目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象及びヘッジ手段の為替変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。また、金利スワップについては金利スワップの特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。

[重要な会計方針の変更]

資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益がそれぞれ11百万円減少し、税引前当期純損失が199百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は110百万円であります。

[表示方法の変更]

(損益計算書)

1. 前事業年度まで区分掲記しておりました、営業外収益の「保険配当金」は、営業外収益の100分の10以下であるため当事業年度から営業外収益の「その他」に含めて表示しております。
なお、当事業年度の保険配当金は57百万円であります。
2. 前事業年度まで区分掲記しておりました、特別利益の「投資有価証券売却益」及び「会員権貸倒引当金戻入額」は、特別利益の100分の10以下であるため当事業年度から特別利益の「その他」に含めて表示しております。
なお、当事業年度の投資有価証券売却益は2百万円、会員権貸倒引当金戻入額は4百万円であります。
3. 前事業年度まで区分掲記しておりました、特別損失の「固定資産除却等損失」及び「投資有価証券評価損」は、特別損失の100分の10以下であるため当事業年度から特別損失の「その他」に含めて表示しております。
なお、当事業年度の固定資産除却等損失は83百万円、投資有価証券評価損は89百万円であります。

[貸借対照表に関する注記]

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	38,076百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	1,854百万円
関係会社に対する長期金銭債権	1,360百万円
関係会社に対する短期金銭債務	2,120百万円
関係会社に対する長期金銭債務	68百万円
(3) 偶発債務	
次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。	
伊藤喜（蘇州）家具有限公司	171百万円 (13百万円)
伊藤喜商貿（上海）有限公司	69百万円 (5百万円)
Itoki(Thailand)Co.,LTD.	49百万円 (20百万円 ^パ ーツ)

- (4) 期末日満期手形
 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
 なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、期末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。
 受取手形 155百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	
売上高	2,214百万円
仕入高	10,966百万円
営業取引以外の取引高	176百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	2,438,995	2,240	894	2,440,341
合計	2,438,995	2,240	894	2,440,341

- (注) 1. 自己株式数の増加2,240株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。
 2. 自己株式数の減少894株は、単元未満株式の売渡請求によるものであります。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動)	
貸倒引当金繰入超過額	322百万円
賞与引当金	36百万円
受注損失引当金	34百万円
たな卸資産評価減	25百万円
未払事業所税	20百万円
その他	79百万円
小計	519百万円
評価性引当額	△519百万円
計	—百万円
繰延税金資産(固定)	
退職給付引当金	1,530百万円
投資有価証券評価損	660百万円
貸倒引当金繰入超過額	521百万円
繰越欠損金	3,011百万円
その他	729百万円
小計	6,454百万円
評価性引当額	△6,454百万円
計	—百万円
繰延税金負債(固定)	
固定資産圧縮積立金	△466百万円
その他有価証券評価差額金	△71百万円
その他	△4百万円
計	△542百万円

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
	百万円	百万円	百万円
機械及び装置	4	3	0
工具器具備品	764	639	125
ソフトウェア	1,054	721	332
合計	1,822	1,364	457

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	269百万円
1年超	208百万円
合計	478百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社名称	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
役員 及び その 近親者	山田 百合子	当社代表取締役 役会長山田匡 通の配偶者	(被所有) 直接 0.5%	土地・家屋の賃貸 (注2)	18百万円	敷金	11百万円
	伊藤 裕子	当社代表取締役 役会長山田匡 通の義母	(被所有) 直接 1.8%	家屋の賃貸 (注2)	26百万円	敷金	22百万円
	伊藤 文子	当社代表取締役 役会長山田匡 通の義妹	(被所有) 直接 1.0%	土地・家屋の賃貸 (注2)	18百万円	敷金	11百万円

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。
2. 近隣の地代を参考にして、同等の価格によっており、現金にて支払っております。

(2) 子会社等

属性	会社名	資本金 又 出資	事業の 内容は 業 又 職	議決権等 所有割合 の (有)	関係内容		取引 内容	取引 金額	科目	期末 残高
					役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
子 会 社	㈱イトーキ 東光製作所	70百万円	鉄扉、貸 金庫等の 製造	(所有) 84.5%	1人	仕入先	資金の 貸付	1,140百万円	短期 貸付金 (注1)	642百万円
							貸付金 の 回収	1,212百万円	長期 貸付金 (注1)	901百万円
							利息の 受取 (注2)	9百万円	流動資産 その他 (未収利息)	2百万円

(注) 1. 当該貸付を貸倒懸念債権に区分し、当事業年度において関係会社貸倒引当金戻入額として123百万円計上しており、当事業年度末における貸倒引当金残高は1,058百万円であります。

2. 貸付金利息については市場金利を参考にして、双方の協議で調整し決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 617円52銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 34円23銭 |

[重要な後発事象に関する注記]

株式会社ダルトンへの事業譲渡について

当社は、平成23年11月28日開催の取締役会において、当社研究施設機器事業を連結子会社である株式会社ダルトンへ譲渡することを決議し、平成24年1月1日に事業譲渡が完了しました。

(1) 事業譲渡の理由

当社と同社は、平成23年2月17日に資本・業務提携契約を締結し、同年4月18日に同社が実施した第三者割当増資を当社が引き受け、同社は当社の連結子会社となりました。その後、両社の研究施設機器事業の営業・販売体制・顧客基盤の強化、技術力やノウハウの向上を図るための協議を進めた結果、当該事業については同社へ譲渡することが連結グループにとって最適であるとの判断に至りました。

(2) 譲渡する相手会社の名称

株式会社ダルトン

(3) 譲渡する事業の内容、規模

- ①事業の内容 当社研究施設機器事業
実験台、ヒュームフード（局所排気装置）、実験室排気設備等の製造販売及び各種実験室のプランニングや排気制御エンジニアリング等
- ②規模 当事業年度の売上高 1,740百万円

(4) 譲渡する資産・負債の額

流動資産 48百万円
固定資産 0百万円
(負債は譲渡対象外)

(5) 譲渡の時期 平成24年1月1日

(6) 譲渡価額 398百万円

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年2月23日

株式会社イトーキ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡 部 健 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神 前 泰 洋 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトーキの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、東京本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年2月27日

株式会社イトーキ 監査役会

常勤監査役 鈴木 宏 和 ㊟

社外監査役 飯 沼 良 祐 ㊟

社外監査役 齋 藤 晴 太 郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。
 期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては経営の重点政策の一つとして認識し、収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開などを総合的かつ長期的に勘案した上で、株主の皆様へ継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、下記のとおりとさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
 当社普通株式1株につき金5円 総額248,518,035円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
 平成24年3月29日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

当社事業の現状に則し、事業内容の多様化に対応するため、当社現行定款第2条につきまして事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第2条 (目的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～6. (条文省略) 7. 建築工事業、鋼構造物工事業、 機械器具設置工事業、管工事業、 内装仕上工事業、電気通信工事業、 建具工事業 8. ～11. (条文省略) 第3条～第50条 (条文省略) 附則 (条文省略)	第2条 (目的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～6. (現行どおり) 7. 建築工事業、鋼構造物工事業、 機械器具設置工事業、管工事業、 内装仕上工事業、電気通信工事業、 建具工事業、 <u>電気工事業</u> 8. ～11. (現行どおり) 第3条～第50条 (現行どおり) 附則 (現行どおり)

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役山田匡通、松井 正、野口 創、近光 勝、細田久雄、伊原木秀松、永田 宏、宮本照武の8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制効率化のため2名減員し、取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	やま だ まさ みら 山 田 匡 通 (昭和15年5月5日生)	昭和39年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成3年4月 同行取締役 平成7年4月 同行常務取締役 平成8年4月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）常務取締役 平成12年6月 同行専務取締役 平成14年9月 三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）代表取締役会長 平成16年6月 東京急行電鉄株式会社常勤監査役 平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社代表取締役会長（現） （重要な兼職の状況） 財団法人東京顕微鏡院理事長 医療法人社団こころとからだの元氣プラザ理事長	601,227株
2	まつ い ただし 松 井 正 (昭和21年5月12日生)	昭和44年4月 旧株式会社イトーキ入社 平成9年12月 同社東京法人販売部長 平成12年12月 同社執行役員代販推進本部長 平成14年12月 同社執行役員九州支社長 平成17年6月 当社執行役員オフィス事業部営業本部西日本支社長 平成20年1月 当社常務執行役員マーケティング本部長 平成21年1月 当社専務執行役員 平成21年3月 当社代表取締役社長（現）	41,181株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	ちか みつ まさる 近 光 勝 (昭和23年9月17日生)	昭和46年4月 高千穂交易株式会社入社 昭和50年3月 旧株式会社イトーキ入社 平成10年12月 同社執行役員営業総本部販売推進部長 平成11年12月 同社執行役員営業推進本部長兼販売推進部長 平成14年6月 同社執行役員開発本部長 平成15年6月 同社執行役員オフィス商品本部長 平成15年12月 同社執行役員事業統括本部長 平成17年2月 同社取締役常務執行役員事業統括本部長 平成17年6月 当社取締役常務執行役員オフィス事業部商品本部長 平成20年1月 当社取締役常務執行役員業務本部長 平成20年3月 当社取締役専務執行役員業務本部長 平成22年1月 当社取締役専務執行役員建材事業本部長(現)	6,151株
4	いばらぎ ひで まつ 伊原木 秀 松 (昭和24年4月18日生)	昭和48年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社)入社 昭和60年2月 同社欧州事務所出向 平成7年1月 米国ニュー・ユナイテッド・モーター・マニュファクチャリング(トヨタ自動車株式会社と米国ゼネラル・モーターズの合弁会社)出向 平成12年1月 トヨタ自動車株式会社生産調査部主査 平成18年1月 インドネシアトヨタ自動車社長 平成20年11月 当社入社、顧問 平成21年1月 当社常務執行役員生産本部長 平成23年3月 当社取締役常務執行役員生産本部長(現)	19,665株
5	なが た ひろし 永 田 宏 (昭和16年2月22日生)	昭和45年4月 三井物産フランス株式会社入社 平成8年6月 三井物産株式会社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 欧州三井物産株式会社社長 平成14年4月 三井物産株式会社代表取締役副社長兼執行役員化学品グループプレジデント 平成16年6月 同社顧問 平成17年4月 早稲田大学大学院商学研究科(MBAコース)客員教授 平成20年3月 当社社外取締役(現)	1,960株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	みやもと てる たけ 宮本照武 (昭和18年9月16日生)	昭和41年4月 三菱地所株式会社入社 平成8年6月 同社取締役社長室企画部長 平成10年1月 同社取締役経理部長 平成12年4月 同社常務取締役 平成15年4月 同社代表取締役専務執行役員 平成19年4月 同社顧問 株式会社横浜ロイヤルパークホテル代表取締役社長 平成23年3月 当社社外取締役(現)	5,781株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永田 宏、宮本照武の両氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 永田 宏、宮本照武の両氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくためであります。
4. 永田 宏、宮本照武の両氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、永田 宏氏が4年、宮本照武氏が1年となります。
5. 当社は、永田 宏、宮本照武の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。永田 宏、宮本照武の両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏との間で上記と同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、永田 宏氏を東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役鈴木宏和氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ当社監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
ほそ だ ひさ お 細田久雄 (昭和24年11月13日生)	昭和47年4月 日本銀行入行 平成7年9月 同行前橋支店長 平成10年7月 同行審査役 平成10年11月 同行人事局 平成12年12月 旧株式会社イトーキ入社、執行役員営業統括本部副本部長 平成13年12月 同社執行役員管理本部副本部長 平成14年12月 同社執行役員管理本部長 平成17年6月 当社執行役員総務本部長 平成18年1月 当社執行役員総務人事本部長 平成19年1月 当社執行役員企画本部副本部長 平成19年3月 当社取締役常務執行役員企画本部長 平成23年7月 当社取締役常務執行役員企画本部長兼管理本部長 平成24年1月 当社取締役(現)	27,921株

- (注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ当社監査役会の同意を得ております。

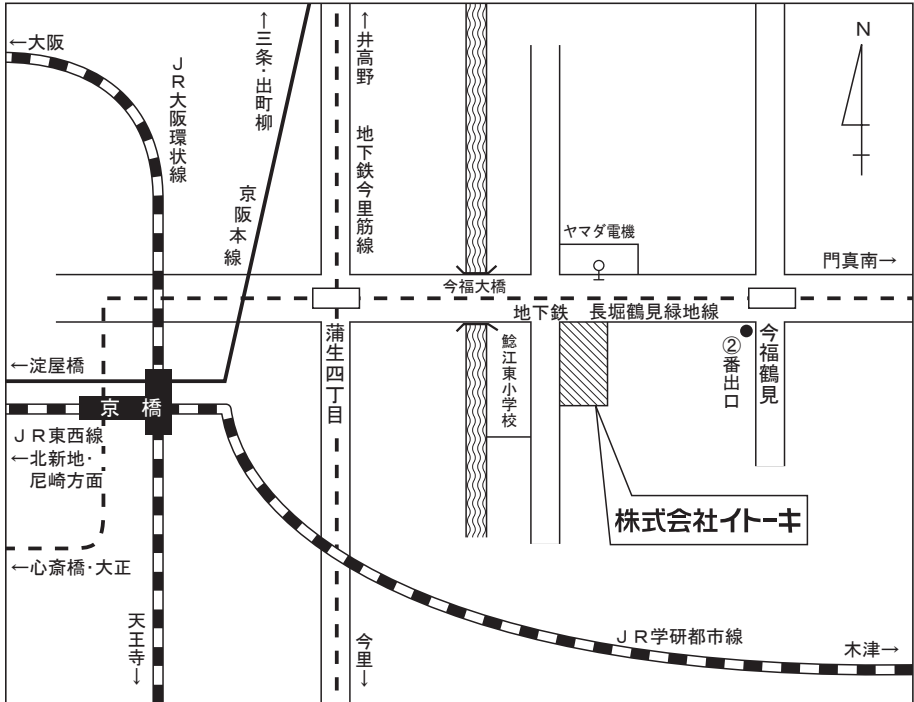
氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
ふじ 藤 田 傑 (昭和19年7月22日生)	昭和38年4月 大阪国税局入局 平成7年7月 東京国税局調査第一部特別国税調査官 平成9年7月 南税務署副署長 平成11年7月 大阪国税局調査第二部統括国税調査官 平成13年7月 旭税務署長 平成15年7月 旭税務署長退官 平成15年8月 税理士登録(現) 平成15年9月 藤田傑税務会計事務所開設(現)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤田 傑氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
3. 藤田 傑氏を補欠の社外監査役として選任する理由は、税理士としての専門的な知識・経験を当社の監査体制に反映していただくためであります。同氏は、過去に直接企業経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 当社は、現行定款において、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を定めております。藤田 傑氏の選任が承認され、その任期中に監査役が法令に定める員数を欠くことにより同氏が社外監査役に就任する場合、当社は、同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市城東区今福東1丁目4番12号
株式会社イトーキ 当社10階ホール
電 話 (06) 6935-2200 (代表)



交通機関

● 大阪市営地下鉄をご利用の場合
長堀鶴見緑地線「今福鶴見」下車②番出口西へ徒歩5分。

● 大阪市営バスをご利用の場合
「京橋北口」より、「地下鉄門真南」行または「新森七丁目」行に乗車、「鯉江東小学校前」下車すぐ。